

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中を含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話(099)226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyoo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2015年(平成27年)

May 5 月号

平成27年度鹿児島労働局行政運営方針について



池田湖畔（指宿市）【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま…………… 1
 平成27年度鹿児島労働局行政運営方針について…………… 2～5
 鹿児島労働局幹部着任・離任挨拶…………… 6～8
 平成26年の労働基準監督署における
 申告監督実施状況について…………… 9
 賃金に関する各種調査の協力依頼について…………… 9
 労務管理あれこれ…………… 10
 平成26年業種別死傷災害発生状況（確定版）…………… 10
 平成27年業種別死傷災害発生状況（3月末）…………… 10

受動喫煙防止対策に係る
 専門家検討会報告書（案）のお知らせ…………… 11
 未就職学生に対する就職支援について…………… 12
 平成27年度労働保険年度更新手続きのお知らせ…………… 12～13
 安全衛生優良企業公表制度の開始のお知らせ…………… 14
 講師研修会を開催しました…………… 15
 出張講習開催のご案内…………… 15
 平成27年6月の講習開催のご案内…………… 16

さくらじま

就職、入学、人事異動などによる新しい生活を始めた方も一ヶ月

が過ぎようとしている。

我が家の小さな庭にも、色鮮やかな「サツキ」が咲いてきた。

新卒者で張り切っていたのに5月の連休明けから、なんとなく気分が落ち込む等の、所謂「五月病」に悩まされる方も多く聞く。

県外事業所の人事担当者に聞くと、新卒者には、盆休み、お正月休みには帰省してほしいと言われていたことがある。「里心がついて」そのまま戻って来ないことが多々あるそうだ。

苦勞して採用し、研修を行い、これからという時の退職は非常につらいと嘆いておられた。

最近の就活は、企業のホームページの「エントリー」に登録するだけで一人100社に応募することも可能らしい。採用面接を有料にする企業も出てきた。慣れない都会で地図を頼りに汗だくになって企業説明会に出ていた中高年には考えられない様変わりである。

また、好景気により、鹿児島県の優良企業を辞退して都会の大企業に就職する新卒者も多いと聞く。地方における雇用が「地方創生」の重要な柱になってほしい。

労働行政のあらまし（平成27年度 鹿児島労働局行政運営方針）

働く者の権利を守るために

●法定労働条件の履行確保等

- ① 管内の情報把握に努め、労働基準関係法令の周知・徹底を図り、問題が懸念される事案等についての的確な監督指導等を迅速に実施し、重大又は悪質な事案に対しては厳正に対処します。
- ② 賃金不払残業が疑われる事業場に対する監督指導を徹底し、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。
- ③ 労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期の解決のため、優先的に適切な対応を図ります。また、企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営を行います。

一般労働条件相談件数の推移



●働き方改革の推進

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のため、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行、時間外労働の限度基準の遵守等について、的確な監督指導を実施します。
- ② 特に長時間労働等が恒常的に行われ、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対しては、重点的に監督指導を行います。
- ③ 働き方・休み方の見直しに向けた取組を強化します。

●最低賃金制度の適切な運営

- ① 鹿児島県で適用される最低賃金の周知・徹底と、その着実な履行確保に取り組みます。

鹿児島県の最低賃金

最低賃金の種類		最低賃金額(時間額)	効力発生日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	678円	平成26年10月19日
特定(産業別)最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	720円	平成27年1月4日
	百貨店、総合スーパー	693円	平成26年12月26日
	自動車(新車)小売業	748円	平成26年12月17日

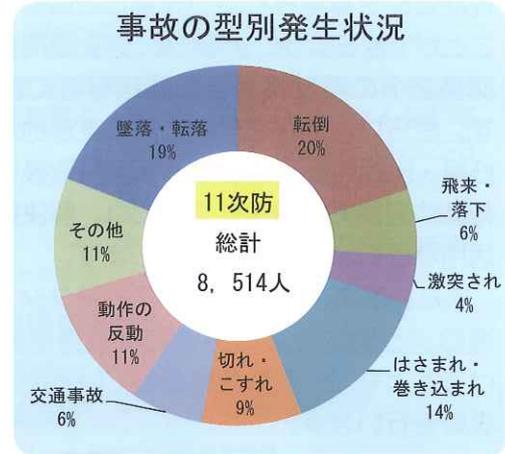
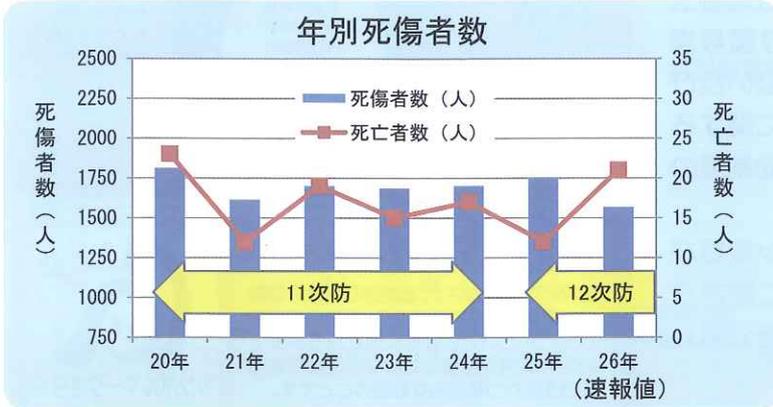
最新の最低賃金額は最低賃金テレフォンサービスで確認できます TEL 099-223-8881

② 中小企業の最低賃金引上げのための支援に取り組みます。

- ・ 業務改善助成金の活用
- ・ 全国最低賃金総合電話相談センター及び鹿児島県最低賃金総合相談支援センターの有効活用

●労働災害の防止

近年、労働災害が増加傾向に転じつつある中、災害が多発している業種及び事故の型に着目して、労働災害防止団体や業界団体との連携、県・市町村への働きかけ等により、具体的な災害防止対策の指導やリスクアセスメントの実施促進を図ります。

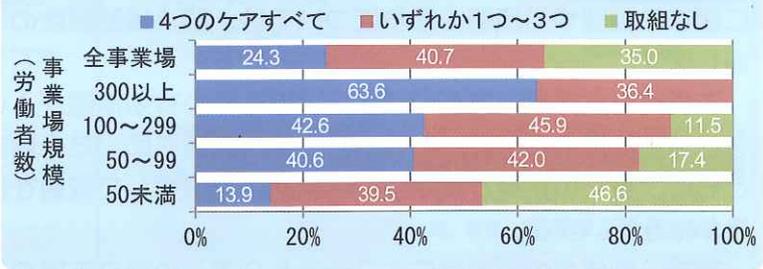


●職場における健康確保

化学物質を取り扱うすべての事業者に対して、化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報（SDS）交付義務対象物質のリスクアセスメントの実施が義務化されることを踏まえ、制度の周知と関係法令遵守の徹底を図ります。

また、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の平成27年12月1日施行に向けて、制度の周知徹底を図りつつ、メンタルヘルスの「4つのケア」の普及を促進します。

平成26年度 県内事業場メンタルヘルス対策実施率



※「4つのケア」とは、労働者によるストレスの気づき等（セルフケア）、管理監督者による環境改善等（ラインケア）、相談窓口の設置等事業場内産業保健スタッフ等によるケア、医療機関等事業場外資源によるケアのことをいいます。

●労災保険給付の迅速・適正な処理

労災補償行政の使命である迅速・適正な補償・救済の的確な実施について、今後とも取り組みます。特に社会的関心が高く複雑困難な事案が多い精神障害事案、脳・心臓疾患事案及び石綿関連疾患事案等については、認定基準等に基づき、より一層の迅速・適正な事務処理を推進します。

平成25年度 労災保険給付支払状況（業務災害・通勤災害）

（金額単位：千円）

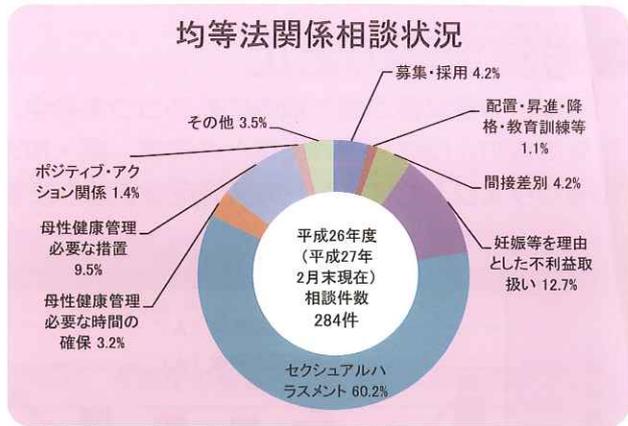
災害別	種別	療養(補償)給付	休業(補償)給付	障害(補償)給付	遺族(補償)給付	葬祭料(葬祭給付)	介護(補償)給付	年金等給付	計
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
業務災害	件数	41,329	8,900	193	7	27	616	16,637	67,709
	金額	2,981,012	1,373,277	284,024	74,890	18,550	66,581	3,549,875	8,348,209
通勤災害	件数	4,991	642	32	2	4	74	1,733	7,478
	金額	533,856	70,537	39,688	6,005	1,849	8,731	335,019	995,685
合計	件数	46,320	9,542	225	9	31	690	18,370	75,187
	金額	3,514,868	1,443,814	323,713	80,894	20,399	75,311	3,884,894	9,343,894

男女とも活躍できる雇用環境の確保のために

● 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保対策

労働者が性別により差別されることなく、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするため、男女雇用機会均等法関係法令の履行確保を行政指導等により図ります。さらに、性別を理由とする差別的取扱い及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談や労使間の紛争については、解決援助制度の活用などにより迅速に対応します。

また、事業主のポジティブ・アクション取組が進むよう助成金の活用等により積極的に働きかけるとともに、取組を推進している企業を公募し、表彰を行います。



ポジティブ・アクションとは

個々の企業において、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、女性の管理職がほとんどいない等男女間にある事実上の差の解消を目指して個々の企業が進める自主的かつ積極的な取組のことです。

シンボルマークきらら

● 職業生活と家庭生活の両立支援対策

仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、行政指導等により育児・介護休業法の履行確保を図るとともに、育児休業などを理由とする不利益取扱いなどに関する相談や労使間の紛争については、解決援助制度の活用などにより迅速に対応します。

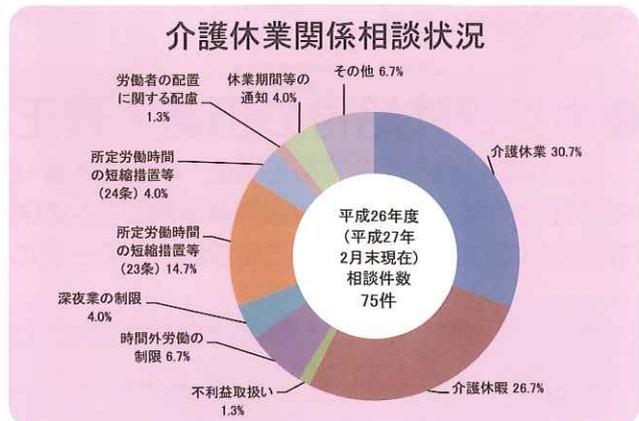
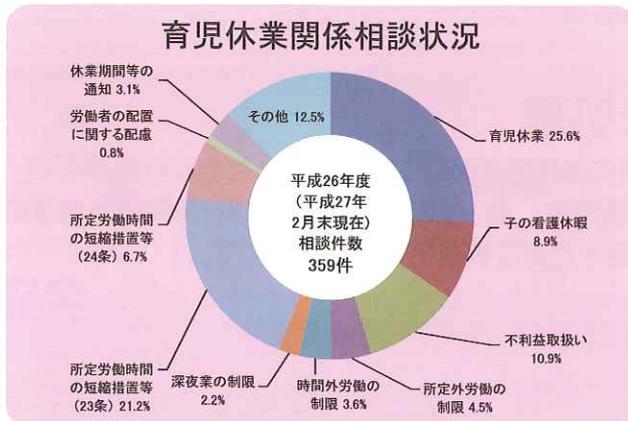
次世代育成支援対策法の改正により法律の有効期限が10年間延長されたことから、行動計画の策定について、各企業の実態に即した行動計画の策定を促進するとともに、多くの企業が認定及び特例認定を目指した取組を進めるよう、積極的な働きかけを行います。

また、助成金の活用等により仕事と介護との両立支援のための取組を推進している企業を支援し、取組を推進している企業を公募し、表彰を行います。

認定マーク
新「くるみん」

特別認定マーク:愛称
「プラチナくるみん」

プラチナくるみん
サポートしていきま



● パートタイム労働対策

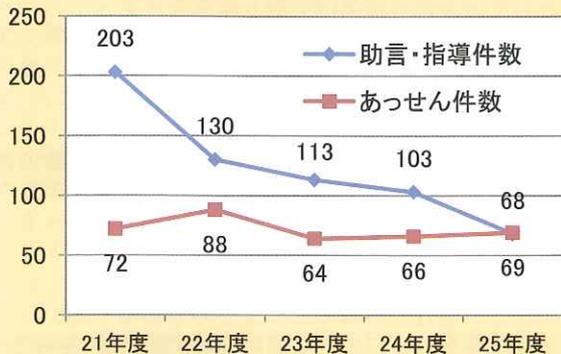
パートタイム労働者の働き・貢献に応じて正社員等との均等・均衡待遇が得られるよう、行政指導等により、平成27年4月1日から施行された改正パートタイム労働法の履行確保を図ります。

事業主に対して、均等・均衡待遇への具体的取組や実態に応じた正社員への転換推進制度についてのアドバイスや職務分析・職務評価の導入支援を行い、均衡待遇等の取組を支援し、取組を推進している企業を公募し、表彰を行います。

総合労働相談コーナーの積極的な運用

- ① 紛争の内容や実情に即した適切な情報提供・アドバイスを行います。
- ② 紛争の実情を的確に見極め、助言・指導、あっせんの利用を積極的に勧奨します。
- ③ 複雑・困難化する個別労働紛争に対応するため、総合労働相談コーナーの機能の充実を図ります。
- ④ より適切なサービスを提供するため、関係機関・団体との連携を図ります。

助言・指導、あっせん受理件数の推移



助言・指導やあっせんのメリット・デメリット

助言・指導やあっせんのメリット

- ・ いずれも無料でプライバシーが保護（非公開）される
- ・ 助言・指導は窓口での申出、あっせんは申請書を提出するだけで手続きが簡単
- ・ 裁判所の訴訟などに比べ、短期で終了する
- ・ あっせんは、弁護士などの第三者が委員となって公平・中立な立場で行われる

助言・指導やあっせんのデメリット

- ・ 拘束力が弱い、相手が手続や助言等を受容れず参加しない場合は打ち切りとなる
- ・ あっせんは、証拠調べや当否の判断は行わない

総合労働相談コーナー

鹿児島労働局企画室内	TEL 099-223-8239
各労働基準監督署内	鹿児島 TEL 099-214-9175
川内	TEL 0996-22-3225
鹿屋	TEL 0994-43-3385
加治木	TEL 0995-63-2035
名瀬	TEL 0997-52-0574

職場のトラブル解決の流れ



※パートタイム労働法における事業主の義務に係る事業

労働保険料等の適正な徴収

適正な保険料の申告・納付が行われるよう、事業主、事業主団体や労働保険事務組合に対する周知・広報に努め、労働保険未手続事業の把握、加入指導による未手続事業の一掃に取り組みます。

労働保険料等の徴収については、事業主等に対し、納付督促時などあらゆる機会に、口座振替制度の利用促進及び期限内納付の徹底を図ります。

労働保険適用事業場数及び労働保険料収納額・率の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
労働保険料収納額 (単位:百万円)	20,478	25,719	27,057	24,388	24,359
労働保険料収納率	94.50%	95.40%	95.66%	95.96%	96.87%
労災保険適用事業場数	34,928	35,311	35,728	36,055	36,472
雇用保険適用事業所数	27,542	28,066	28,455	28,807	29,213



着任のご挨拶

鹿児島労働局総務部長
中山 真司

4月1日付けで鹿児島労働局総務部長を拝命いたしました中山でございます。よろしくお願い申し上げます。

皆様、ご存知のことと存じますが、私は、平成23年7月から25年3月まで、当局労働基準部長として勤務いたしました。

前回赴任した平成23年の鹿児島県の景気は、リーマンショック後の景気低迷から、持ち直しの動きが広まり、九州新幹線の全線開業による経済効果も期待されていたところ、新幹線開業の前日に発生した東日本大震災の影響を受けて低迷し、雇用情勢など労働者を取り巻く環境は厳しい状況にありました。行政の運営にあたっては、難題が多々生じましたが、貴協会並びに会員の皆様方からの格別のご支援、ご協力をいただき、大過なく行政を進めることができたものと改めて感謝申し上げる次第です。

東京に戻ってからの2年間は、鹿児島でいただいたご恩に報いるべく、酒は鹿児島に来るまでは全く嗜まなかった芋焼酎をひたすら飲み、また、通信販売や遊楽館（有楽町駅近くの鹿児島県のアンテナショップです。）で、芋焼酎や薩摩揚げを購入し、多くの知人に振る舞うなど、鹿児島県のPRに努め、県経済の発展に微力ながら貢献したと自負しておりました。そうした地道な努力を誰かが見てくれたのか、この度、再び勤務する機会を与えられ、喜んで鹿児島に赴任してまいりました。

皆様ご承知のとおり、鹿児島労働局は、労働基準、職業安定、雇用均等の3つの行政分野を総合的かつ一元的に運営し、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）においては、労働者や事業主を始めとする県民と直接向き合い、労働条件の確保・改善や求人の開拓、迅速な就職の促進に取り組んでおります。

当県の雇用情勢は、緩やかな改善の動きが続いておりますが、依然として有効求人倍率が全国平均を下回る状況となっております。また、労働時間や賃金不払いなどに係る相談も多く寄せられており、労働条件や安全衛生の面でも多くの問題が見られるところであります。このような状況を踏まえ、鹿児島労働局が、真に鹿児島県の労働者や事業主のための機関として機能するよう、私に与えられた役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、貴協会及び会員の皆様のご健勝とご発展を心から祈念いたしまして、着任のごあいさつといたします。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部長
吉野 英信

春暖の候、社団法人鹿児島県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付で、鹿児島労働局労働基準部長を拝命いたしました吉野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

鹿児島県労働基準協会会員の皆様方におかれましては、口頃から労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

実は、私は、出身は東京ですが、鹿児島労働局の勤務は今回で2回目であり、以前、平成18年4月から平成20年8月にかけて、私自身の最初の赴任地であるここ鹿児島において労災補償課長として勤務をさせていただきました。その後、鹿児島を離れた後は、山口、岐阜、静岡、そして東京と勤務地を変え、今回は、労働基準部長として、7年振りに再び鹿児

島の地に戻ってきたこととなります。貴協会の皆様方には、私の鹿児島労働局の労災補償課長時代に大変お世話になりましたことを心から御礼申し上げます。

少し、仕事以外の話になりますが、私は、鹿児島で勤務した当時には、開聞岳を散策したり、川内の西郷どんマラソンや指宿の菜の花マラソンに参加したりして、鹿児島の豊かな自然や地元の方の人情味に触れる経験も多くさせていただきました。今思い返すと、非常に楽しかったことが思い出されます。

話は変わり、現下の鹿児島における労働基準行政のことにつきましては、すでにご案内のことかと存じますが、鹿児島労働局では、平成27年度は、働く方の権利を守るため、重点施策として、主に6点掲げて取り組みをスタートしたところであり、具体的には、①法定労働条件の履行確保等、②働き方改革の推進、③最低賃金制度の適切な運営、④労働災害の防止、⑤職場における健康確保、⑥労災保険給付の迅速・適正な処理について推進をいたしております。

そして、この中でもとりわけ、特に4点目の労働災害の防止に関しましては、既にご承知のように、平成25年度を初年度とする「第12次労働災害防止計画」に基づき、休業4日以上労働災害について、平成29年までに平成24年より15%以上減少させるという数値目標の下で取り組んできておりますが、しかし、直近の実績のとりまとめである平成26年度における平成27年3月までの一年間の実績（暫定値）をみますと、休業4日以上労働災害件数は目標を8%上回るものとなったほか、平成26年度中に死亡災害件数は前年度の約1.8倍に増加をみました。これらの数値の背後にある、実際に労働災害に遭われた方々のことに思いをいたすとき、さらに積極的に取り組みを推進する必要があると痛切に感じています。

いずれにしても、これらの諸施策を円滑・効果的に推進をしていくには、やはり貴協会並びに会員各位のご理解、ご協力が不可欠であると考えております。

私自身、微力ではございますが、皆様方のご支援をいただきながら、鹿児島県においてよりよい労働環境が実現できるよう誠心誠意努力してまいり所存ですので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に、貴協会並びに会員各位の今後の益々のご発展、ご健勝を祈念致しまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局職業安定部長
布川 秀樹

4月1日付けで鹿児島労働局職業安定部長を拝命いたしました布川秀樹（ぬのかわひでき）と申します。よろしくお願い申し上げます。

3月までは本省職業安定局雇用保険課で経理を担当しておりました。その際は、局の職業安定部に直接的に関係する業務はあまりございませんでしたが、雇用保険課以前には職業能力開発局で公共訓練の担当や、職業安定局において若年者雇用対策を担当しておりましたので、これまでの経験を活かしつつ、鹿児島県における労働行政に貢献できるよう邁進してまいりたいと思います。

私は能登半島の入口のあたりにある石川県七尾市の出身ですが、これまで能登半島の先端にある珠洲市や輪島市などでも暮らしたことがございます。

この度、鹿児島労働局に赴任いたしまして、大隅半島などにお伺いした際には、どことなく故郷と似た雰囲気が感じられ、ふと心が和んだ気持ちになりました。

さて、全国的な景況を見ますと持ち直しの動きが進んでおり改善が見られる部分がございますが、鹿児島労働局管内を見てみますと一部で持ち直しの傾向は見られるものの、まだまだ厳しい状況が続いております。

このような中において、安定した仕事を探しておられる方々が、本人の希望に添った就職を実現していただけるよう、

正社員求人の方の更なる確保、職業訓練の充実などの取組みに推進し、また、地域の関係団体等と緊密な連携を図りながら各種施策を展開してまいりたいと思います。

最後に、貴協会及び会員の皆様のご健勝とご発展を心からご祈念申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部監督課長
綿貫 直

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました。何卒よろしく願います。

この3月までは島根労働局で勤務しておりました。島根はまだ寒い日もあり、まだ桜は咲いておりませんでした。鹿児島は暖かく、桜がすでに満開であり、このような気持ちの良い土地で仕事ができること、大変光栄に思っている次第です。

さて、この鹿児島においては、全国と比較して、労働時間が長く、また年次有給休暇の取得率も低い状況になっており、このような状況が、もしかしたら働きにくい職場となっている状況があるのではないかと思っております。また、働く方が計画的に、かつ効率的に働くことで、無駄な時間外労働がなくなり、企業においても業績が上がるのではないかと考えます。このようなことから、鹿児島労働局といたしましては、この経営者もまた働く方も働き方を考え、変えていくこと、すなわち「働き方改革」を推進することで、鹿児島の経済に貢献したいと考えております。

会員のみなさまにおかれましては、このような趣旨をご理解いただきますとともに、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、貴会の益々のご発展と会員のみなさま方のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部健康安全課長
山崎 秀一

新緑の候、公益社団法人鹿児島県労働基準協会会員の皆様方におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付をもちまして、鹿児島労働局労働基準部健康安全課長を拝命しました。よろしく願います。

これまで鹿児島労働局内の監督課・安全衛生課並びに各労働基準監督署などに勤務し、この3月まで鹿屋労働基準監督署に3年間勤務しました。

県内の労働災害発生状況は、過去最少であった平成21年より5年連続で上回り、平成26年は1,729名で若干の減少となったものの高止まりと言っている状況で、死亡災害は9名も大幅に増加し、生活のため、あるいは家族のために働く21名の方の尊い命が失われたことは誠に残念なことです。鹿屋署でも昨年末から年始にかけ立て続けに3名の痛ましい死亡災害が発生し、労働災害の防止にさらに取り組む必要を痛感いたしました。平成25年度より始まった第12次労働災害防止計画の目標達成は厳しい状況となっておりますが、計画の進捗を確認し、必要な見直しを行い、目標達成に向け、労働災害防止に重点的に取り組むこととしております。

また、近年においてはメンタルヘルス不調を訴える労働者の増加や、過労死などの過重労働の問題、化学物質による健康障害の問題など労働者の心と体の健康についても大きな課題となっており、計画的な取り組みによりこれらの課題に対応しているところです。

もとより微力ではございますが、管内の様々な課題に的確に対応し、県内の労働者の健康確保と労働災害の一層の減少を目指して、全力で取り組んでまいりますので、貴協会並びに会員の皆様方の格別な御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々の御発展と会員の皆様方の御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部労災補償課長
林田 淳一

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労災補償行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで労災補償課長を拝命いたしました。何卒よろしく願います。

さて、労災補償行政を取り巻く状況としましては、事実調査に多大な事務量を要する事案、特に精神障害事案にかかる請求件数は過去最多を更新しており、脳・心臓疾患事案に係る請求件数及び認定件数も高止まりの状態となっている状況であります。

また、昨年11月に過労死等防止対策推進法が施行されたことにより、企業においても働き方改革を推進する動きも高まっており、これらの事案への社会的関心は従前にも増して高まっているところです。

このような中においても、労災保険給付の迅速・適正な事務処理を取組んでいくこと、不幸にして被災された方々には懇切・丁寧な対応をすることについては、最も重要視していかなければならないと考えております。

別の視点として、労働者災害補償保険は保険制度である以上、制度への信頼を揺るがすことに繋がりがねない不正受給の防止、被災労働者の保護に欠けることとなる労災かくしの排除の対策にも、積極的に取り組んでいかなければならないところです。

こうした日々の積み上げにより、鹿児島県の皆様に対して、労災補償行政が信頼されるものになると思っております。

そのためには、もとより微力ではございますが、私自身、1日も早く管内事情を把握し、皆様方のご支援をいただきながら、鹿児島県の労災補償行政の推進のため、努めていく所存ですので、会員の皆様方におかれましては、今後とも変わらぬ御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご繁栄を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局雇用均等室長
恒吉 洋志

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして雇用均等室長を拝命いたしました。何卒よろしく願います。

20年弱の本省勤務を経て、都道府県労働局での勤務は3か所日となりますが、希望していた鹿児島県での勤務が実現し、栄誉とは別に着任後にあらためて責任の重さも感じております。

雇用均等行政については、「女性の活躍の推進」等の言葉が先行していますが、鹿児島労働局のパンフレットに記載しておりますとおり、「男女とも活躍できる雇用環境の確保のために」といった方が、男女間、労使間等のバランスを考慮したうえで、的確なのではないかと考えております。

具体的な3つの柱である「男女の機会均等対策」、「仕事と家庭の両立支援対策」及び「パートタイム労働対策」については、会員の皆様ひいては県内の皆様に御自身の問題として、また身近な問題として感じていただくように尽力して参りたいと思います。

新法の制定や新たな取り組みにも勉強して臨みたいと存じますが、貴協会をはじめ関係機関との連携なくしては施策の普及・推進もかなわないものと存じますので、今後とも御指導・御協力をお願い申し上げます。

最後に、貴協会及び会員の皆様のご健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

離任のご挨拶

前鹿児島労働局総務部長
上澤 宏史

新緑の候、公益社団法人鹿児島県労働基準協会の会員の皆様には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

私は、この度、4月1日付け人事異動により、厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長補佐に転任しました。

仕事柄あまり皆様と接する機会はありませんでしたが、お陰様をもちまして、地元の職員にも支えられ、無事に離任することができました。

あっという間の2年間でしたが、ここで私の思い出ランキングベスト3を発表させていただきます。

第1位は何といっても「桜島」（あたりまえか。）。県民の皆様と同様、桜島とともに日々生活をしていることを実感することができました。毎朝、出勤の際に、宿舎の階段から桜島の様子を確認しておりました（初冠雪の姿は最高でした。）。幸いにして火山灰の被害はあまり受けませんでした。また、桜島の無料の足湯で、日傘をさして、本を読んだり、景色を見たりして、何とも言えない「まったり」とした時間を過ごしました（もうあの経験ができないのは誠に残念）。

第2位は「鹿児島ラーメン」。あっさりスープの豚骨。機会を見つけて食べ歩いておりました（市内のラーメンマップがあればいいのに。）。一部を除き値段が良心的。うわさの「マグロラーメン」、「かつおラーメン」も食べました。美味しかったことは覚えているのですが、残念ながらどんな味だったのか思い出せません（1回じゃ無理か）。

第3位はあまたの歴史の資料館。「維新ふるさと館」、「黎明館」等。歴史に興味がある人にはたまらないと思います。住民票を移した際に市役所からもらった割引券付施設紹介冊子を有効に使わせていただきました（初めて貰いましたが実にいいシステムです。火山灰の廃棄袋も貰った記憶があります。）。

ランキング外としては、「焼酎」、「日新公」、「舟人飯」、「砂蒸し温泉」、「海音寺潮五郎」、「亀ヶ丘」、「路面電車」等。

以上、楽しい思い出一杯で離任することができましたが、そんなことが言えるのも、接してくれた県民の皆様、職場の仲間のお蔭であったと思っております（本当です。）。

最後になりますが、貴協会と会員の皆様の今後ますますの御繁栄と鹿児島県民の御多幸を祈念いたしまして、離任のあいさつとさせていただきます。

追伸 最後まで焼酎の味の違いがまったく分かりませんでした。

離任のご挨拶

前鹿児島労働局労働基準部長
小泉 明久

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、3月31日付けで奈良労働局総務部長を命ぜられ、鹿児島島の地を離れることになりました。

鹿児島島の2年間の勤務では、貴協会並びに会員の皆様方へ一方ならないご協力を賜り、誠にありがとうございました。

この間、歴史と文化を堪能させていただくとともに、着任の挨拶で申しました縄文杉の探訪はかなわなかったものの、個性豊かな離島を訪れるなど、美しい自然環境に親しませていただき、温かい人情に触れて暮らすことができたことは、忘れることのできない思い出となりました。

鹿児島県の労働基準行政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあり、また、県内の労働災害発生状況についても、3月7日の速報値で、休業4日以上死傷者数は、僅かな減少はありますものの、前年とほぼ同数となっておりますが、死亡者数が9人増加するなど、依然として安心できる状況にはありません。

そうした中、貴協会におかれては、引き続き労働条件や安全衛生の確保・改善のためのさまざまな事業を実施され、労働者の福祉の向上に幅広くご貢献いただいております。

貴協会は労働局と目的を同じくするかけがえの無いパートナーとして、今後もさらに積極的な連携を図っていく必要があると考えます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、離任のご挨拶とさせていただきます。

離任のご挨拶

前鹿児島労働局労働基準部監督課長
稲富 正則

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

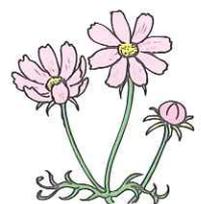
この度、4月1日付けで鹿児島労働基準監督署長を拝命いたしました。

平成25年度、26年度の2年間にわたり、鹿児島労働局監督課長として、労働基準関係法令に係る法定労働条件の履行確保等の業務に携わってまいりました。この間、会員の皆様方には大変お世話になりましたことにつきまして、あらためて御礼申し上げます。

ところで、最近の監督行政においては、過重労働の解消や労働災害の防止が大きな課題となっており、これまでも、皆様のご協力をいただきながら、これらの課題解消に向けての取組を行ってきたところです。中でも、過重労働の解消については、いわゆる「働き方改革」の実現に係る大きな課題ということで、貴協会には、昨年度、その周知啓発に向けた協力をお願いをさせていただきました。今後、労働力人口が減少する中で、経済の好循環を支え、更には、企業の人材確保のためにも、このことは避けて通れないと考えており、この取組に関して、労働条件の確保改善等を設立目的とする貴協会が果たされる役割には、大きく期待いたしておりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

今後は、久しぶりに第一戦での仕事となるわけですが、労働条件の確保改善のみならず、安全衛生業務や労災補償業務についても的確な対応を行いながら、労働者が健康で安心して働けるよう、職員とともに努めて参る所存でございます。そして、会員の皆様方とは、これまで以上に身近なところで仕事をさせていただくこととなりますので、一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。

最後に、貴協会のますますのご発展と会員の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして、離任の挨拶とさせていただきます。



平成26年の労働基準監督署における 申告監督実施状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、県内の5つの労働基準監督署において、申告・相談に対して迅速、的確に対応し、その早期解決を図ることに努めています。

別表1

業種別申告処理状況（平成26年1月～12月分）

業 種	区 分	監 事 督 業 実 場 施 数	違 反 事 業 場 数	違 反 事 業 場 率
製 造 業	食 料 品 製 造 業	8	6	75.0
	織 維 工 業	0	0	0.0
	衣服その他の繊維製品製造業	0	0	0.0
	木材・木製品製造業	0	0	0.0
	家具・装備品製造業	0	0	0.0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0.0
	印刷・製本業	1	1	100.0
	化学工業	2	2	100.0
	窯業土石製品製造業	2	2	100.0
	鉄 鋼 製 造 業	0	0	0.0
	非鉄金属製造業	0	0	0.0
	金属製品製造業	2	1	50.0
	一般機械器具製造業	2	2	100.0
	電気機械器具製造業	0	0	0.0
	輸送用機械等製造業	0	0	0.0
電気・ガス・水道業	0	0	0.0	
その他の製造業	5	4	80.0	
小 計	22	18	81.8	
鉱 業	石 炭 鉱 業	0	0	0.0
	土 石 採 取 業	1	1	100.0
	その他の鉱業	1	1	100.0
小 計	2	2	100.0	
建 設 業	土 木 工 事 業	21	20	95.2
	建 築 工 事 業	12	11	91.7
	その他の建設業	11	8	72.7
小 計	44	39	88.6	
運 輸 交 通 業	鉄道・軌道・水運・航空業	0	0	0.0
	道路旅客送業	10	5	50.0
	道路貨物送業	15	13	86.7
	その他の運輸交通業	0	0	0.0
小 計	25	18	72.0	
貨 物 取 扱 業	陸上貨物取扱業	0	0	0.0
	港湾運送業	0	0	0.0
	小 計	0	0	0.0
工 業 的 業 種 計	93	77	82.8	
農 林 業	農 業	6	5	83.3
	林 業	1	1	100.0
	小 計	7	6	85.7
畜 産 ・ 水 産 業	畜 産 業	2	2	100.0
	水 産 業	1	1	100.0
	小 計	3	3	100.0
商 業	商 業	55	47	85.5
	金 融 ・ 広 告 業	7	5	71.4
	映 画 ・ 演 劇 業	0	0	0.0
	通 信 業	0	0	0.0
	教 育 ・ 研 究 業	7	4	57.1
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	5	2	40.0
	社 会 福 祉 施 設	14	10	71.4
	その他の保健衛生業	3	0	0.0
	小 計	22	12	54.5
接 客 娯 楽 業	旅 館 業	12	9	75.0
	飲 食 店	28	22	78.6
	その他の接客娯楽業	4	2	50.0
小 計	44	33	75.0	
清 掃 ・ と 畜 業	清 掃 ・ と 畜 業	7	7	100.0
官 公 署	官 公 署	0	0	0.0
そ の 他 の 事 業	派 遣 業	4	3	75.0
	そ の 他 の 事 業	10	7	70.0
	小 計	14	10	71.4
非 工 業 的 業 種 計	166	127	76.5	
合 計	259	204	78.8	

労働者は、労働基準法等の法律に基づいて、事業場において労働関係法令に違反する事実があるときは、その事実を労働基準監督署等に申告し、是正のための措置をとるように求めることができるとされています。

平成26年（1月～12月）に県下の労働基準監督署において処理した労働基準法等に基づく申告監督実施件数は、別表1のとおり259件で、うち204件（78.8%）において申告事項に関する違反が認められました。

申告事項ごとの違反では、別表2のとおり賃金不払が最も多く158件、次いで解雇が24件の順でした。

依然として厳しい経済情勢下ではありますが、事業場におかれては、労働基準法を始めとする関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

別表2

違反事項種別（平成26年1月～12月）

鹿児島労働局										
主要事項別違反事業場数										
均 等 待 遇	労働基準法					最 低 賃 金 法	労働安全衛生法			じ ん 肺 法
	同 男 賃 金 不 払	解 雇	労働時間等	そ の 他	安 全		衛 生	そ の 他		
0	0	158	24	0	2	9	10	0	0	0

賃金に関する各種調査に ご協力ください

鹿児島労働局賃金室

鹿児島労働局労働基準部賃金室では、賃金の実態を把握するため、「最低賃金に関する実態調査」と「賃金構造基本統計調査」の2種類の調査を実施いたします。

対象事業所には、ご負担をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

2種類の調査は次のとおりです。

① 最低賃金に関する実態調査

これは、「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」の2つから構成されており、中央最低賃金審議会及び鹿児島地方最低賃金審議会における最低賃金の改正等の審議に際し、極めて重要な資料となるものです。最低賃金の適正な決定には、県内の賃金の状況を表すデータが不可欠であることは言うまでもありません。

賃金改定状況調査は約300事業所を、最低賃金に関する基礎調査は約1,500事業所を対象に、原則として6月1日現在の状況を、6月中に実施します。

② 賃金構造基本統計調査

毎年、全国一斉に行われる調査で、最も重要な統計の1つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されており、その結果は、民間企業における賃金の決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の算定等に必須のものとなっており、極めて重要な役割を果たしています。

なお、産業の種類、地域、企業規模等の関係から、連続して対象として選定される場合もありますが、趣旨や重要性を御理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

県内の対象は約1,600事業所で、原則として6月30日現在の状況を、7月中に実施します。

労務管理あれこれ

休日に残業重なれば6割増しか

鹿児島労働局監督課

(Q) 初歩的な質問で恐縮ですが、36協定を締結している場合の休日労働の割増賃金についておたずねいたします。通常、8時間を超えて労働させた場合に、時間外手当として2割5分増しの割増賃金を支払わなければなりません。休日に労働させた場合で8時間を超えたようなときは、超えた部分について時間外と休日分合わせて6割増しとしなければならないと考えるべきでしょうか。

重なっても3割5分増しで差し支えない

(A) 労働時間については、労働基準法第32条で「休憩時間を除き1週間について40時間、1日について8時間を超えて、労働させてはならない」と明記されています。さらに、同法第35条で「毎週少なくとも1回の休日」が規定されていて、これがいわゆる法定労働時間、法定休日

といわれているものです。そして、この法定労働時間を超えて労働させる場合、または法定休日に出勤させる場合には36協定の締結が必要とされる一方、時間外労働については最低2割5分、休日労働については最低3割5分の割増賃金の支払いが罰則つきで義務づけられているわけです。

このようにみますと、時間外労働と休日労働はまったく別個のもののようにとらえられ、ご質問にありますように両者が重なった場合は少なくとも6割増しとなるのではないかと、との疑問が生ずるのもうなずけるところです。しかし、休日に労働するということは、法第32条の法定労働時間を超えて労働する部分にほかならないわけですから、割増賃金の計算上は休日労働も時間外労働の延長線上にあると考えるのが妥当といわざるを得ません。したがって、ご質問の場合休日出勤が実働8時間を超えることがあっても、割増率は3割5分で合法となります。通達でも、「協定において休日の労働時間を8時間と定めた場合割増賃金については8時間を超えても深夜業に該当しない限り3割5分増で差し支えない」（昭22・11・21 基発第366号、昭33・2・13 基発第90号、平6・3・31 基発第181号）としています。

平成27年 業種別死傷災害発生状況（3月末）

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	297	3	293	6	4	-3
1 製造業	49	1	51		-2	1
1 食料品製造業	24		30		-6	
4 木材・木製品製造業			4		-4	
9 窯業土石製品製造業	3		2		1	
11~12 金属製品製造業	5	1	3		2	1
13~15 機械器具製造業	6		4		2	
上記以外の製造業	11		8		3	
2 鉱業			1		-1	
3 建設業	64	1	49	1	15	
1 土木工事業	21	1	27	1	-6	
2 建築工事業	37		19		18	
3 その他の建設業	6		3		3	
4 運輸交通業	37		48	3	-11	-3
1 鉄道・航空機業	1		2		-1	
2 道路旅客運送業	1		6	1	-5	-1
3 道路貨物運送業	35		40	2	-5	-2
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	4		3		1	
1 陸上貨物取扱業	1		3		-2	
2 港湾運送業	3				3	
6 農業	16		14	1	2	-1
1 農業	7		5	1	2	-1
2 林業	9		9			
7 畜産・水産業	12	1	9		3	1
8 商業	36		48		-12	
1 卸売業	3		5		-2	
2 小売業	28		42		-14	
3 理美容業	0					
4 その他の商業	5		1		4	
9 金融・広告業	2		2			
11 通信業	1		1			
12 教育・研究業	2		1		1	
13 保健衛生業	32		32			
1 医療保健業	14		12		2	
2 社会福祉施設	17		18		-1	
3 その他の保健衛生業	1		2		-1	
14 接客娯楽業	17		17	1		-1
1 旅館業	5		4		1	
2 飲食店	7		6	1	1	-1
3 その他の接客娯楽業	5		7		-2	
上記以外の事業	25		17		8	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	16		8		8	
16 官公署	2				2	
17 その他の事業	7		9		-2	
陸上貨物運送事業(4-3・5-1)	36		43	2	-7	-2
第三次産業(8~17)	115		118	1	-3	-1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めて集計したものである。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成26年 業種別死傷災害発生状況（確定）

	平成26年		平成25年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1729	21	1750	12	-21	9
1 製造業	351	4	356	1	-5	3
1 食料品製造業	224	2	214		10	2
4 木材・木製品製造業	20		20			
9 窯業土石製品製造業	14		22		-8	
11~12 金属製品製造業	20		12		8	
13~15 機械器具製造業	24		24			
上記以外の製造業	49	2	64	1	-15	1
2 鉱業	4		5		-1	
3 建設業	267	6	309	5	-42	1
1 土木工事業	92	3	116	3	-24	
2 建築工事業	153	3	158	2	-5	1
3 その他の建設業	22		35		-13	
4 運輸交通業	222	3	213		9	3
1 鉄道・航空機業	5		7		-2	
2 道路旅客運送業	27	1	17		10	1
3 道路貨物運送業	190	2	188		2	2
4 その他の運輸交通業			1		-1	
5 貨物取扱業	13	1	9		4	1
1 陸上貨物取扱業	4		1		3	
2 港湾運送業	9	1	8		1	1
6 農業	86	2	96	3	-10	-1
1 農業	40	1	43		-3	1
2 林業	46	1	53	3	-7	-2
7 畜産・水産業	85	1	97	1	-12	
8 商業	261	1	232		29	1
1 卸売業	41		42		-1	
2 小売業	194	1	167		27	1
3 理美容業	1				1	
4 その他の商業	25		23		2	
9 金融・広告業	12		24		-12	
11 通信業	12		15		-3	
12 教育・研究業	13		14		-1	
13 保健衛生業	200		172		28	
1 医療保健業	81		64		17	
2 社会福祉施設	111		105		6	
3 その他の保健衛生業	8		3		5	
14 接客娯楽業	115	3	120	1	-5	2
1 旅館業	32	1	30	1	2	
2 飲食店	55	2	59		-4	2
3 その他の接客娯楽業	28		31		-3	
上記以外の事業	88		88	1		-1
10 映画・演劇業	0		1		-1	
15 清掃・と畜業	52		40		12	
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	35		46	1	-11	-1
陸上貨物運送事業(4-3・5-1)	194	2	189		5	2
第三次産業(8~17)	701	4	665	2	36	2

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。
 ③ H25年も確定値。

受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会報告書（案）のお知らせ

鹿児島産業保健総合支援センター
労働衛生工学相談員 林 和幸

受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会が行われ、内容の公表が厚生労働省ホームページ新着情報欄に議事録及び報告書（案）としてなされております。

喫煙対策については、長年にわたっての団体はじめ企業の皆様の懸案事項であろうと思われずとも、今後も引き続き重要な検討課題のテーマとして残存し続けるものとみられます。平成27年6月1日から受動喫煙防止措置努力義務が施行となるため、当該専門家検討会にてまとめられた報告書（案）も参考に、当受動喫煙防止措置をそれぞれできる範囲で努力義務としてご実施ください。以下、当該専門家検討会で討議された項目の一部を挙げてみましたので、ホームページの議事録及び報告書（案）を参考の上、措置を取る一助にいただければ幸いです。

当該議事録及び報告書（案）では、「屋外喫煙所（屋内全面禁煙）」「喫煙室（空間分煙）」及び「換気措置」に区分されています。

1 表示・掲示

それぞれ、共通事項として以下の項目について表示することが効果的です。

- ・喫煙可能区域である旨。
- ・喫煙可能人数。
- ・適切な使用方法の表示と掲示。

2 屋外喫煙所（屋内全面禁煙）の設置

(1) 屋外喫煙所については、屋根のみの構造や、屋根と一部の囲いのみの構造等の「開放系」と屋根と壁で完全に囲われ、屋外排気装置等で喫煙所内の「閉鎖系」に大別されます。

- ・開放系（煙の減衰大→たばこ煙漏れ大）。
 - ・閉鎖系（たばこ漏れ小→設置費用、煙濃度増大化、建築基準法等法令）。
- 今後さらなる知見の集積が望まれます。

(2) 「屋外喫煙所（屋内全面禁煙）：開放系、閉鎖系」の技術的留意項目

- ・建物出入口煙侵入有無確認（建物出入口内1メートル確認位置）。
- ・窓排気口からの建物入り口、休憩所その他等への煙侵入考慮。
- ・傾斜天井屋根利用（新たな事例）。
- ・その他。

3 喫煙室（空間分煙）の設置

(1) 喫煙室内のたばこ煙を効果的に屋外へ排出するため、また出入口から非喫煙区域にたばこ煙が流出するための効果的な構造です。

- ・非喫煙区域に対して開口面（隙間）がない。専ら喫煙のための室。
- ・たばこ煙を屋外に排出できる屋外排気装置の設置

の必要。

- ・煙漏えい防止のための、出入口から喫煙室内へのスムーズな気流を要する。
- (2) 「喫煙室（空間分煙）」の技術的留意項目
- ・喫煙室：長方形化と排気装置位置の仕方。
 - ・喫煙室での排気設備と空気清浄装置の併用利用可（対煙粉じん対策であり空気清浄装置のみでは危険）。

4 喫煙可能区域設定と換気装置

顧客が喫煙できることをサービスに含めている宿泊業、飲食店等で「屋外喫煙所（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置」が困難な場合は、喫煙可能区域を設定した上で、当該区域において適切な換気措置を行うことが想定されます。こうした措置を講じた区域においては、労働者は、少なからず、受動喫煙することとなるため、当該区域における業務では、ローテーション制を取る等の配慮をするなどの受動喫煙の低減策を組み合わせることも検討すべきです。

5 屋外排気装置の特徴：換気扇・天井扇・ラインファン・遠心ファン等

(1) 換気扇

- 設置が容易で安価であるのが利点。
- 得られる静圧が低いため、屋外の風が強いと排気風量が低下する。
- ウェザーカバーの設置が必要。
- 羽根径が35センチ以上になると、騒音が大きくなり喫煙室には不向き。

(2) 天井扇

- 外気に接する壁がない場合も設置可能であるのが利点。
- ダクトによる圧力損失で排気量が低下するため静圧・風量曲線図により排気風量の計算を要す。

(3) ラインファン・遠心ファン

- 高静圧の製品であれば圧力損失や外気の影響を受けにくいのが利点。
- 換気扇等と比較すると価格が高い。

6 空気清浄装置の併用例

- 空気清浄装置の排気方向を屋外排気装置の方向に集中させた例。
- 天井埋め込み型の空気清浄装置を活用した例。
- 喫煙室の出入口における気流及び一酸化炭素を満たす排気量を確保した上で、浮遊粉じん濃度を低減するため、空気清浄装置を活用し、冷房用のエネルギー損失を抑えた例がある。

7 空気調和設備（エアコン）

- 気流0.2m/sを遮蔽版等利用し厳格に維持できるならば、冷暖房使用可。

当該議事録及び報告書（案）には、現場でしか思いつかない事例が多数列挙されており、多くの技術的新事項の取得に役立ちます。当該議事録及び報告書（案）は厚生労働省ホームページをご参照ください。膨大なボリュームではありますが、読破する価値があります。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou.html?tid=230424>

未就職学生に対する就職支援について！！

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

【未就職卒業生への集中支援2015】

鹿児島労働局では、就職先が未決定の平成27年3月卒の新規学校卒業生が、卒業後1日でも早く就職できるよう、平成27年4月1日から6月末日までを集中支援期間として「未就職卒業生への集中支援2015」を実施しています。

未就職卒業生が卒業後1日でも早く就職を決定するためには、就職をあきらめずに活動を継続することが前提となります。そのため、できるだけ多くの未就職卒業生を新卒応援ハローワーク又は各ハローワークによる支援対象として、ジョブサポーター等が担当者制によって接触を保ちながら継続的に、求人情報の提供、就職対策のセミナーへの参加勧奨、就職活動に必要な基本的な知識の習得や、応募書類の作成指導及び面接対策等の支援を行っています。

事業主の皆様におかれましては、未就職卒業生の積極的な採用について、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお祈りいたします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【27年2月末現在】

県内有効求人倍率0.85倍 全国平均有効求人倍率1.15倍

●「有効求人倍率」とは、ハローワークで職を求めている求職者に対して、求人がどれくらいあるかという率です。

平成27年2月末は、0.85倍と、前月を0.05ポイント上回り、雇用情勢は改善傾向が続いているものの、職を求める人100人に対して85人分の求人しかないという状況にあります。

また、職種別に見てみると、事務的職業（0.32倍）は更に厳しい状況にあります。

一方、サービスの職業（1.60倍）、うち介護サービスの職業（1.46倍）、接客・給仕の職業（2.30倍）等、人手不足が深刻な職業もあります。

雇用管理に役立つ助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【キャリアアップ助成金について】

●「キャリアアップ助成金」は、非正規労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため正規雇用転換、人材育成などの取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

いくつかのコースがありますが、例えば、非正規雇用の方を正社員に転換した場合、一人当たり50万円（大企業は40万円）。また、訓練を行った場合、一時間当たり800円の助成が受けられる制度があります。

活用するには、あらかじめ「キャリアアップ計画書」を、実施する取組の1か月前までに提出する必要があります。

その他、支給にあたり条件等ありますので、詳細は県内各ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。

平成27年度 労働保険年度更新手続のお知らせ

鹿児島労働局労働保険徴収室

平成27年度の労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続は、6月1日から7月10日までの間に行ってください。

○年度更新申告書は6月1日以降にお手元にお届けできるように送付する予定です。

○労働保険料等の算定方法は変わりません。（4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じた額となります。）

○年度更新業務（申告書の発送、審査等）の一部を民間事業者へ外部委託することとしていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○労働保険料の納付は、金融機関をご利用ください。

○申請することで、労働保険料・一般拠出金について、口座振替により納付することができます。

○従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）への届出が必要です。

○平成27年4月1日より労災保険料率が改正されました。

・労災保険料率表は鹿児島労働局ホームページをご覧ください。

○平成27年度の雇用保険料率は、前年度から変更はありません。

・雇用保険料率表は次のとおりです。

平成27年度 雇用保険料率表

事業の種類	負担者	① ②			①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率		雇用保険二事業の 保険料率
一般の事業		5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業		6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

○年度更新説明会は実施いたしません。

○P12の日程にて申告書の集合受付を行いますので、最寄りの会場をご利用ください。

【労働保険料の申告・納付に関するお問合せは】

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室 電話099-223-8276

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

または最寄りの労働基準監督署まで

日 程 表

鹿児島労働基準監督署

鹿児島市薬師1-6-3 Tel 099-214-9175

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月9日(火)	10:30~16:00	種子島合同庁舎(国)(第2会議室)	0997-22-1318
6月10日(水)	9:30~12:00	中種子町立中央公民館(小会議室)	0997-27-1111
6月11日(木)	13:30~16:00	屋久島離島開発総合センター(第1会議室)	0997-42-0100
6月12日(金)	10:00~12:00	屋久島町総合センター(安房)(大会議室)	0997-43-5900
6月15日(月)	10:00~15:00	南さつま市民会館(第2会議室)	0993-53-2331
6月17日(水)	10:30~15:00	シーサイドガーデンさのさ(みさきの間)	0996-32-4177
6月19日(金)	10:00~16:00	鹿児島総合卸商業団地協同組合 オロシティーホール(大会議室)	099-260-2111
6月23日(火)	10:30~15:00	指宿市民会館(大会議室)	0993-22-4105
6月25日(木)	10:00~16:00	かごしま県民交流センター (東棟4階 大研修室第3)	099-221-6600
6月26日(金)			

川内労働基準監督署

薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎 Tel 0996-22-3225

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月22日(月)	10:30~15:00	ホテルキング(2階バンケットホール)	0996-62-1511
6月30日(火)	10:00~15:00	宮之城ひまわり館(いきいき学習室)	0996-52-1123
7月7日(火)	10:00~15:00	薩摩川内市国際交流センター(2階会議室A・B)	0996-22-7741
7月8日(水)			

鹿屋労働基準監督署

鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 Tel 0994-43-3385

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月18日(木)	10:30~15:00	曾於市商工会大隅支所(2階大会議室)	099-482-1432
6月24日(水)	10:30~15:00	サンポートしぶシアピア(2階アピアホール)	099-472-5111
7月2日(木)	10:00~15:00	鹿屋合同庁舎(4階共用会議室)	0994-43-3385
7月3日(金)			

加治木労働基準監督署

始良市加治木町新富町98-6 Tel 0995-63-2035

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月16日(火)	10:30~15:00	伊佐市文化会館(小ホール)	0995-22-6320
6月23日(火)	10:00~15:00	栗野建設会館(2階会議室)	0995-74-2221
6月29日(月)	10:00~15:00	国分シビックセンター(多目的ホール)	0995-45-5111
7月1日(水)	10:00~15:00	始良市文化会館(加音ホール 会議室)	0995-62-6200

名瀬労働基準監督署

奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎 Tel 0997-52-0574

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月10日(水)	14:00~16:30	天城町中央公民館(つつじの間)	0997-85-2258
6月11日(木)	9:30~16:00	徳之島合同庁舎(国)(2階会議室)	0997-82-1438
6月12日(金)	9:30~12:00	徳之島交流ひろば ほーらい館(会議室A)	0997-86-3319
6月17日(水)	13:00~16:00	せとうち物産館(2階会議室)	0997-72-4595
6月18日(木)	9:00~16:00	奄美文化センター(2階第2会議室)	0997-54-1211
6月19日(金)	9:00~12:00		
6月24日(水)	15:00~17:00	知名町中央公民館(小会議室)	0997-93-2041
6月25日(木)	9:00~12:00	和泊町商工会(会議室)	0997-92-0148
6月30日(火)	14:30~17:00	与論町中央公民館(第3研修室)	0997-97-2079
7月7日(火)	9:00~12:00	喜界町中央公民館(団体室)	0997-65-0229

安全衛生優良企業公表制度の開始のお知らせ

（公社）鹿児島県労働基準協会

会員事業場 様

平成27年3月25日付け鹿児島労働局長より当協会長あて下記のとおり「安全衛生優良企業公表制度の開始のお知らせ」について周知の依頼がありました。

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業となっています。

認定を受けるとさまざまなメリットが得られるとのことですので、本制度の積極的な活用をお願い致します。

問い合わせ先 鹿児島労働局健康安全課 電話 099-223-8279まで

平成27年3月25日

公益社団法人
鹿児島県労働基準協会長 殿

鹿児島労働局長

安全衛生優良企業公表制度の開始のお知らせ

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を認定し、より社会的に評価され、認知されるために、当核認定を受けた企業を積極的に公表する安全衛生優良企業公表制度を創設し、別添1、2のパンフレットのとおり今年6月から運用することとしました。

つきましては、貴団体傘下事業場に対する本制度の周知につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、本制度により公表された企業は、安全・健康・働きやすさのために積極的に取り組み、労働者を大切にする優良企業であることから、貴団体傘下事業場の企業活動における調達等の選定に当たっては、安全衛生優良企業の情報を積極的に御活用いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ること、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して—安全衛生優良企業認定を受けませんか？

安全 **健康** **働きやすい**

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局（労働基準部健康安全主務課）

認定の基準は？

認定の基準の概要は次のとおりです。
詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1 必要項目を全て満たす

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわしくない事項

優良企業にふさわしいかどうかを確認します

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

基本的な取組ができているか確認します

STEP 2 主要な取組・対策ごとに6割以上、全体としては8割以上を取得する

第3 企業の積極的な取組を評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための取組
- 健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策）
- 安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を評価します

安全衛生優良企業公表制度の背景

労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことでありながら、積極的に取り組む企業の認知度が高いとは言えませんでした。そのため、この制度は、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうこと、そして積極的な取組を進める企業を応援することを目的として作られました。

誰もが安心して健康に働くことができる会社であることをPRしたい。

社員に健康に働いてもらうための企業独自の取組も、評価してもらいたい。

お知らせ

講師研修会を開催しました（フォークリフト関係）

鹿児島教習所
（公社）鹿児島県労働基準協会

当協会では、毎年500人前後に対しフォークリフト運転技能講習を実施しておりますが、より一層の講習内容の充実を図るため、平成27年3月31日、フォークリフト運転技能講習に係る外部講師及び職員を対象とした講師研修会を開催しました。

今回は、普段の技能講習で使用するものとは異なるリーチフォークリフトに関する知識・技能の習得を目的として行われました。まずトヨタL&F鹿児島㈱の営業及びサービスの方より取扱い方法及び運転の際の留意事項等の説明があり、運転練習を実施。各講師の質問等も交えながら特徴や危険性を確認し、リーチフォークリフトに対する理解を深めました。フォークリフトは毎年全国で多くの死亡者が出ており、鹿児島県内でもここ数年転倒や挟まれ事故等フォークリフトが原因による死亡災害が起きております。

今回の研修を今後に生かし、講習の更なる充実を図るとともに労働災害の防止のために事業を進めていきたいと思っておりますので、会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。



※使用したフォークリフトは、バッテリーのみで約500kgの重量があり、点検等の説明を受ける講師



鹿屋地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習 第1種 ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056	6/12 9:00~12:10	5/25~5/27	6,000円	【受講資格】 平成25年6月30日までに車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了し、平成25年7月1日において新たに規制される解体用建設機械の運転業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者
車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習 第3種 ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056	6/12 13:00~17:10	5/25~5/27	7,500円	【受講資格】 車両系建設機械（整地等）運転技能講習を修了し、平成25年7月1日において新たに規制される解体用建設機械の運転業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者

岩川地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習 ※志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL099-472-4877 FAX099-472-4833	6/23~6/25	5/25~5/29	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

川内地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉掛け技能講習 ※川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0996-25-1377 FAX0996-25-1377	7/13~7/15	6/1~6/5	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

平成27年6月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2

問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格	
技 能	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 6/8～6/12	5/11～5/15	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者	
		【科目免除者】 6/8～6/9		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)	
	床上操作式クレーン運転	6/15～6/17	5/18～5/22	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置 運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習 修了者	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 6/15～6/19	5/18～5/22	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	【科目免除者】 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者	
【科目免除者】 6/15～6/16		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円				
講 習	玉 掛 け	6/22～6/24	5/25～5/29	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移 動式クレーン運転士、揚貨装置 運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	技能特例講習	車両系建設機械運転 (解体用)第1種	※本講習は今回で終了となります。 6/29 9:00～12:10	6/1～6/5	6,000円	【受講資格】 平成25年6月30日までに車両系建設 機械(解体用)運転技能講習を修了 し、平成25年7月1日において新たに 規制される解体用建設機械の運転業 務に6ヶ月以上従事した経験を有する 者
		車両系建設機械運転 (解体用)第2種	※本講習は今回で終了となります。 6/29 9:00～17:10	6/1～6/5	11,500円	【受講資格】 平成25年6月30日までに車両系建設 機械(解体用)運転技能講習を修了し た者(平成25年7月1日において新解 体用建設機械の運転業務経験なし、も しくは経験6ヶ月未満)
車両系建設機械運転 (解体用)第3種		※本講習は今回で終了となります。 6/29 13:00～17:10	6/1～6/5	7,500円	【受講資格】 車両系建設機械(整地等)運転技能 講習を修了し、平成25年7月1日にお いて新たに規制される解体用建設機 械の運転業務に6ヶ月以上従事した経 験を有する者	
特 別 教 育	クレーン運転	6/8～6/9	5/11～5/15	会員 16,770円 一般 20,010円		
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	6/22～6/23	5/25～5/29	会員 16,460円 一般 19,700円		
	アーク溶接等	6/29～7/1	6/1～6/5	会員 18,360円 一般 21,600円		
	ローラー運転	6/30～7/1	6/1～6/5	会員 16,820円 一般 20,060円		
	酸素欠乏危険作業	7/2	6/1～6/5	会員 8,856円 一般 9,936円		
	研削といしの取替え (自由研削用)	7/3	6/1～6/5	会員 10,908円 一般 11,988円		
そ の 他	第一種衛生管理者試験準備講習	6/17～6/19	5/18～5/22	会員 20,520円 一般 23,760円		
	第二種衛生管理者試験準備講習	6/25～6/26	5/25～5/29	会員 15,336円 一般 18,576円		
	職長その他現場監督者	7/2～7/3	6/1～6/5	会員 12,744円 一般 15,984円		

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。